

## 舞鶴市 若年がん患者 在宅療養支援事業:よくあるご質問(Q&amp;A)

カテゴリ	質問	回答
対象者・申請	どのような人が対象になりますか？	市内に住所がある18歳以上40歳未満のがん患者の方で、医師が「回復の見込みがない状態」と判断し、在宅生活の支援や介護が必要な方が対象です。悪性新生物(上皮内がん含む)や中枢神経系の腫瘍などが含まれます。
	本人以外でも申請できますか？	はい。本人のほか、成年後見人などが申請可能です。それ以外の方が申請する場合は、委任状が必要になります。
	40歳になる場合はどうなりますか？	40歳の誕生日の前日から介護保険制度が適用されるため、本事業の助成対象となるのは「40歳の誕生日の前々日」までに利用した費用となります。
	申請時に必要な主治医の意見書作成にかかる費用は助成されますか？	いいえ。主治医の意見書の作成料は補助の対象外(自己負担)となります。
助成内容・金額	助成の金額や上限はありますか？	サービス利用料(消費税込)の割分を助成します。上限は以下の通りです。 ・訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与等:月額上限万円(上限助成額7.2万円) ・福祉用具の購入:年間上限10万円(上限助成額9万円)
	同居家族がいても「生活援助」は受けられますか？	はい。同居家族がいる場合でも、一律に対象外とはしません。本人が日常生活を営むのに支障があり、かつ、本人のために行う援助であれば対象となります。ただし、本事業は「がん患者本人の療養生活」を支援するものであるため、家族のための家事や、家族と共用する部分の支援は対象外となります。
	末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合はどうなりますか？	入院することになったとしても、それまでの在宅療養期間中に利用した分については、補助の対象となります。
	いつのサービス分から助成の対象になりますか？	申請書に記載した「サービス利用開始(予定)日」から対象となります。ただし、申請日より前の日付に遡って助成を受けることはできません。

手続き・利用	入院することになった場合、手続き(中止申請)は必要ですか？	有効期間内に退院し在宅療養を再開する見込みがあれば、「中止申請書」の提出は不要です。そのまま継続して利用いただけます。 治療方針の変更等で在宅療養を完全に終了(中止)する場合のみ、「利用変更(中止)申請書(様式第号)」の提出が必要となります。
	ケアマネジャーとの契約は必要ですか？	本事業は介護保険制度ではないため、ケアマネジャーによるプラン作成は必須ではありません。ご自身でサービスを検討し、事業者と直接契約して利用してください。
	利用するサービスを追加・変更したい場合、手続きは必要ですか？	訪問介護や福祉用具貸与など、未利用の「サービス種別」を追加する時のみ「利用変更(中止)申請書(様式第4号)」が必要です。 すでに利用中の種別内で、品目(例:車いすに加えてベッドを借りる等)や回数を変更する場合は、手続き不要でそのまま利用いただけます。
請求・支払い	助成金の請求には期限がありますか？	請求期限は利用月の翌月から1年以内です。年度をまたぐ場合も、期間内であれば有効です。 数ヶ月分をまとめて請求することも可能ですが、期限を過ぎると助成を受けられませんのでお早めに申請してください。
	領収書には何を記載してもらう必要がありますか？	1.宛名(本人または申請者)、2.支払日、3.金額、4.サービス内容、5.発行者の名称と所在地の5点が必要です。 原本を持参してください。
	助成金は誰の口座に振り込まれますか？	原則として対象者本人の口座です。成年後見人、または委任状がある受任者の口座も指定可能です。